

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No.1110

“1950 年代の中国流通体制に関する一考察”

高橋宏幸

2011 年 8 月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

1950 年代の中国流通体制に関する一考察

高橋 宏幸

京都大学経済研究所

1950 年代の中国流通体制に関する一考察*

高橋 宏幸**

京都大学経済研究所

【概要】

本稿では、1950 年代における中国の流通政策に基づき、中央集権的流通体制の生成と展開について考察を行う。当時の中国では、工業が価値を生み出すものとして重視される一方、商業は価値を創造しないだけでなく中間で搾取しインフレを招くものと認識されていた。そして、インフレを収束する目的で、政府は商品経済の排除を中心とした産業・企業の社会主義改造を行い、行政主導による流通管理体制が敷かれることとなった。経済区域に基づく卸売ステーションが設置され、3 段階に及ぶ卸売体制が 1950 年代にほぼ確立された。これは、いわゆる閉鎖的・少経路・多段階の流通構造であり、市場の安定、インフレの抑制、国民経済の回復といった点で成果を挙げた。しかし、市場の活力や企業間の市場競争といった本来あるべき商業の特徴が失われる結果となった。

JEL classification numbers: L52, L81, N75, P31, P36

Keywords: distribution structure, domestic trade, socialist transformation, multistage wholesale system, China

* 本稿は平成 22 年度科学研究費補助金奨励研究「中国の政治・経済体制と流通業の変遷に関する理論・実証研究」（課題番号：22912003）による研究成果の一部である。なお、本稿の内容は、筆者の所属する組織の見解を示すものではない。

** 京都大学経済研究所研修員。

1. はじめに

中国の流通を考察する上で重要なメルクマールとなるのが、各時代の政治・経済体制の動向である。実際、これまでの歴史的経緯を回顧してみると、例えば「改革・開放」政策や社会主義市場経済体制への移行など、当時の政治・経済体制の影響を大きく受けてきた。こうした中国の流通のあり方を考える際、時代区分の設定は肝要である。中華人民共和国の成立から大躍進、文化大革命を経て改革・開放に至るまでの期間（建国から 30 年間）の流通は完全に国家が掌握していたのに対し、改革・開放後から WTO 加盟を経て現在に至る過程（改革・開放から 30 年間）は中央政府の流通政策を基本としつつも、その実体は市場が主体となっている。

中国の流通に関する先行研究は中華人民共和国の成立（1949 年）から中国の WTO（世界貿易機関）への加盟（2001 年）前後までの流通政策の変遷を包括的に扱ったものが中心であるのに対し、本稿では 1950 年代に焦点を当てることによって、当時の政策や政治思想に基づいて国家が流通を掌握していく過程をより一層浮き彫りにすることを主目的としている。本稿が分析対象にする 1950 年代は中国において経済の社会主義改造、計画経済制度の深化が進んだ時期であった。具体的には、第 1 次五ヵ年計画がスタートした 1953 年から国民経済の社会主義改造が進められ、政府は都市部の私営工商業企業の公私合営化と個人手工業者及び個人商店の合作化（協同化）を推進し、56 年末までには基本的にこれを完了した。また同時期に、経済区域に基づく卸売ステーションが設置され、専業総公司の下、上海や天津などの大都市には一次卸、省・直轄市・自治区レベルには二次卸、市・県には三次卸と小売店がそれぞれ設置され、3 段階に及ぶ卸売体制が成立した。他方、農村においては政府による食糧計画買付・計画配給が実施され、1955～56 年に統制流通制度が確立された。

そこで本稿は 1950 年代の政治・経済体制の動向を中心に、その前後も含めた 1949 年から 60 年までを以下の 3 つの時期に区分して考察を行う。すなわち、①国民経済回復期（1949～52 年）：新中国建国から資本主義工商業の社会主義改造前まで、②社会主義改造期（1953～56 年）：社会主義改造が開始されてから私営卸売業の改造が完了するまで、③大躍進期（1957～60 年）：社会主義商業体制が確立されたが、それと同時に市場の作用が完全に排除された時期、である。

2. 国民経済回復期の流通（1949～52 年）—中央集権的流通管理制度の生成

2.1 流通秩序の混乱と国家統制

第 1 次国内革命戦争（1921～27 年）、第 2 次国内革命戦争（1927～36 年）、抗日戦争（1937～45 年）、第 3 次国内革命戦争（1945～49 年）を経て、1949 年 10 月 1 日、中華人民共和国が誕生した。新国家成立当時、財政経済は極めて困難な状態に置かれていた。帝国主義諸国の侵略と国民党政府の長期にわたる支配の結果、旧中国の国民経済は極度に破壊され、生産は委縮し、農村は深刻な被害を受け、都市と農村の物資交流は途絶していた。国共内戦によって新たに解放された地区の税収が非常に少なかったことに加え、900 万近い軍隊と公務員の給与を保障し、生産と交通を重点的に復興する必要があったため、国の財政収支を均衡させることは困難であり、通貨発行量を若干増加せざるを得なかった。その結果、物価の変動を急速に改善することは不可能な状況にあった¹⁾。

一部の投機資本は国家の危機に乗じて、商品の買い占めや売り惜しみ、物価のつり上げなどを通じて暴利の追求を続け、市場において社会主義国営経済と激しい闘争を展開した²⁾。そのため、新たに解放された地区を中心に物価が高騰するなど当時の流通秩序は混乱の様相を呈していた。全国的な物価騰貴は 1949 年 4 月から 1950 年 2 月までの間に 4 回発生し、1949 年 10 月のものが最も深刻であった。上海の卸売物価指数を例にとると、1949 年 10 月 5 日から 11 月 2 日までの 1 ヶ月足らずの間に 2.26 倍もの上昇を見た³⁾。新政権にとってハイパーインフレーションの解消は過重の課題であり、高度に集権化された管理体制を必要とした⁴⁾。

商業管理機関の設立にあたっては以下の手順を踏んだ。まず 1949 年 9 月 27 日、全国政治協商会議第 1 回全体会議において「中華人民共和国中央人民政府組織法」が採択された。これを受け、同年 10 月 1 日、中華人民共和国の成立と同時に中央人民政府が誕生した。同月 21 日、政務院（現在の国務院の前身）が設立され、その配下に財政経済委員会が設置された。財政経済委員会は財政部、貿易部、重工業部、人民銀行、

1 内藤（1979）、77 ページ。

2 薛・蘇・林等（1964）、25 ページ。

3 国家工商行政管理総局編（2009）、6 ページ。

4 南部（1986）、17 ページ。

海関総署など7つの局と13の処（日本での課）を備えた組織であった⁵⁾。こうして商業管理機関として従来の中央商業処を基に同年11月1日、中央人民政府貿易部（以下、貿易部と略す）が設立された。

政策面では、1949年11月17日、貿易部は「商店からの供給を地方小売会社に改めることに関する決定」を通達した。さらに同月24日から開催された第1回全国税務工作会议において「全国税制実施要則」及び「全国各級税務機関暫行組織規定」（草案）が制定され、農民の負担軽減のため都市部の商工業に課税の重点を置く決定がなされる⁶⁾。一方、財政経済委員会は「当面の物価問題に関する指示」（同年11月29日）、「物資の売惜しみ、公債の督促回収、貨幣の回収、物価安定に関する指示」（1950年3月15日）をそれぞれ通達するなど、政府として投機目的の商業企業を厳格に取り締まり物価高騰に積極的に対応する姿勢を鮮明にした。

貿易部は設立当初から国内商業と対外貿易を管理する行政機関としての位置づけであったが、1950年3月10日政務院は「全国国営貿易実施弁法の統一に関する決定」を通達し、国内商品流通と対外貿易を一括して国家が管理することが定められた。同決定によると、貿易部は「全国の国営貿易、合作社貿易、私営貿易の国家的総領導機関」であり、「各大行政区及び中央直轄市の人民政府貿易部門は貿易部及び当該地の人民政府財政経済委員会の双方から領導を受ける」こととされた⁷⁾。1952年8月に貿易部に代わって対外貿易部、商業部そして糧食部が設置されるまでの期間、貿易部は対外貿易と国内商業双方に対する指導及び管理を担った。

上述の1950年3月の政務院による決定後、以下の機関・制度が設立された⁸⁾。

①全国的專業会社の設立。1950年3月から51年までの間に、貿易部の下に15の専

5 同委の活動の重点は財政に置かれ、工業の過半を占める私企業は排斥されずむしろ保護された（国分（2004）、39ページ）。このことは建国初期の中国の統治組織が社会主義を標榜しながらも実体は伝統的な社会システムや社会秩序観念を土台にしていたことを示唆する（溝口（2004）、257～258ページ）。

6 劉・王編（1988）、5ページ。

7 片岡（1993）、4ページ（なお、原資料は、外務省調査局第一課編（1951）『中共の貿易（資料編）』の134ページである）。

8 以下の記述は南部（1986）、20ページ及び片岡（1993）、5～6ページによる。

業会社が設立されたが、このうち、食糧、百貨、塩業、土産、石油など 8 会社が国内商業に従事した。

②「貿易金庫」制度の設立。各専門会社は現金を保有する権利を持たない。対私営企業取引については現金（人民元）が動くが、この場合一時的に保有する現金も同日中に処理しなければならない。貿易部は中国人民銀行に「貿易金庫」業務を委託し、現金はすべてこの「金庫」口座に振込ませるというシステムを組んだ。

③商品分配制度の設立。地区間、専門会社間の商品分配は、すべて貿易部の許可に基づいて行われることになった。その対象となる商品は 150 種にのぼった。

このように、政府は国営商業を中心に全国的な商業活動の統一と物資の統一的割当を実施して、市場への商品供給を強化し、資本主義的投機活動に効果的な打撃を与え、市場の管理、物価の安定に有利な条件を作り上げた⁹⁾。

2.2 インフレの収束と工商業の調整

1950 年 3 月 3 日、財政経済委員会は「国家財政経済工作の統一に関する決定」を採択した。新中国の成立以前、財政経済は各地で分散管理が行われており、これが前述したような資本主義経済による買いだめ、物価つり上げなどの誘因となっていた。そこで、財政経済を国家の管理下に置き、中央政府が市場及び国民経済全体に対して指導的な地位を確立する必要があった。財經工作の統一管理¹⁰⁾は全国の①財政収支、②物資供給、③現金管理という三分野に分けて進められた。

政府は財經工作の統一的な管理を行う一方、1950 年から工商税及び農業税の徴税強化、公債の発行、財政支出、特に国家機関による経常支出の縮減などを推し進め、インフレを抑制する前提条件を整えた。その結果、1950 年の財政収入は 65 億 2000 万元、財政支出は 68 億 1000 万元と、わずか 4.4%の支出超過に抑えられ、1951 年には財政収入が財政支出を上回るに至った¹¹⁾。

こうして財政経済の困難な情勢は急速に改善された。通貨膨張も止み、金融、物価は安定化の方向に向かった。物価は 1950 年 3 月以後下落し始め、3 月の卸売物価指数

9 内藤（1979）、78 ページ。

10 3 つの指標のバランスを整えることから「三平政策」とも呼ばれる。

11 薛・蘇・林等（1964）、27～28 ページ。

を 100 とすると、4 月は 75、5 月は 69 になった。また、北京、天津、上海など 8 大都市の小売物価指数は、50 年 3 月を 100 とすれば、同年 12 月には 83.9 に下がった¹²⁾。

しかしながら、1950 年 3 月以降の物価下落に伴って、市場では一時的に食糧、綿布など重要消費品の供給過剰現象が起こった。このため、インフレの中で発展してきた私営銀行と私営商業の一部は営業停止や倒産に追い込まれた。例えば、上海の商店は投機的な業者を中心に 10 分の 1 が倒産し、六大百貨店（永安、先施、大新、新新、中国国貨、麗貨）の 3 月の売上高は 1 月と比較して 50%以上減少し、中小の百貨店のそれは 90%以上も減少した。投機、買占めに慣れていた私営工場の多くがストック過剰となり、負債が増え、操業停止あるいは短縮の事態に陥った¹³⁾。

そこで、1950 年 5 月から工商業の調整が開始された。基本的には①公私関係、②労使関係、③生産・販売の三つの調整を指し、中でも公私関係、すなわち国営経済と私営の資本主義経済との関係の調整に重点が置かれた。1950 年 5 月 8 日、財政経済委員会は七大都市工商局長会議を招集した。会議では生産の維持に重点を置くこと、農民の購買力を増加させること、工業品の販路を拡大すること、工業資本の回転を速めること、企業の経営管理を改善して失業を救済することなどが提起された¹⁴⁾。翌 6 月 6 日、中国共産党第 7 期中央委員会第 3 回総会（第 7 期 3 中全会）において毛沢東は「財政・経済状態を好転させるためには、三つの条件が必要である。すなわち、（一）土地改革の完成、（二）既存の工商業の合理的な調整、（三）国家機構が必要とする経費の大幅な節減である」と指摘した¹⁵⁾。

1950 年 6 月より、各級の工商行政管理機関は、①認識を統一し、公私関係を調整するために思想の基礎を築く、②委託加工を組織・管理し、工業の公私関係の調整に力を入れる、③委託加工契約の審査を統一する、④商業の公私関係の調整に力を入れる、⑤管理規則を改善し市場取引を繁栄させる、⑥生産・販売関係を調整し、私営工商業

12 財団法人日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究所編（1979）、68 ページ及び内藤（1979）、78 ページ。

13 薛・蘇・林等（1964）、27～28 ページ。

14 国家工商行政管理総局編（2009）、6 ページ。

15 毛沢東「国家の財政・経済状態の基本的好転のためにたたかおう」（『毛沢東選集第五巻』
<http://www.geocities.jp/maotext001/maosen-5/maosen-5-019.html> アクセス日:2011 年 7 月 11 日）。

の生産経営上の盲目性を克服させる、⑦労働部門が力を合わせ、労使関係を調整するという七つの方針の下、工商業の調整を推進した。

政策面では、1950年6月1日、貿易部は「小売価格の調整に関する通知」を出し、全国の国営貿易公司に対し卸売価格、運賃、雑費、税金、欠損等を含めたコストを計算し合理的な利潤を加えた上で、各種商品の小売価格を決め、私営小売商が合理的な利潤を得られるように指示した。また、同年6月から9月まで食品加工、煙草製造、輸出入貿易、金融業などの全国規模の專業會議を開催し、公私関係及び生産・販売関係の調整を行った。同年7月4日、財政經濟委員會はマッチなど6種類の製品が生産過剰、絨毯など5種類が供給超過、鉛筆など11種類が飽和状態にあるとして「一部過剰または飽和状態にある生産の適切な制限に関する通知」を出した。同年11月14日には貿易部によって「投機的商業の取締りに関する若干の指示」が出された¹⁶⁾。

以上のように、国営商業の指導の下、工業品及び農産物に対する私営商業の経営範囲を調整し、課税面でも適当な配慮を払ったため、私営工商業の収支は改善の方向に向かった。各種措置の採用に伴って1950年6月以降物価の下落傾向に歯止めが掛かり、12月に85.4に再上昇した後は安定するようになった。また1950年と比較して51年は私営商業の戸数と従業員数はそれぞれ11.9%、11.8%増加し、卸売額は35.9%、小売額は36.6%増えた¹⁷⁾。

2.3 合作社系統による流通と三反・五反運動

1950年7月25日、政務院は「合作社法（草案）」を公布し、中華全国合作社聯合總社を設立して全国の供給販売、消費、信用、手工業等の合作社（協同組合）の指導に当たらせ、県・省レベルには連合組織「連社」が設置された。これに伴い農民への日用品・生産資材の供給、農産物の買付を促進するために供銷合作社¹⁸⁾が組織され、商業部系統（主）と供銷合作社系統（副）の二大流通系統が誕生することとなった。

16 国家工商行政管理總局編（2009）、9～13 ページ。

17 中国社会科学院經濟研究所（1978）、124 ページ。

18 民主的運営、加入・脱退の自由などの協同組合原則に基づいて組織・運営されると同時に、政府の農産物買付政策に従うことが義務づけられていた（天児・石原・朱他編（1999）、314 ページ）。

前者が国有企業を傘下に収めたのに対し、後者は協同組合形式による企業であり、集団所有制が大半を占めた¹⁹⁾。1952 年末時点で末端の供銷合作社は 3.5 万に達し、国営商業の補助的機能を十分果たすまでになった。合作社商業をさらに発展させていくために、政府は割引価格による商品の提供、低利の銀行貸付け、所得税・営業税の減免、鉄道輸送費の割引等の優遇措置を採った²⁰⁾。

一方、工商業調整が奏功し私営工商業は国営経済の指導の下で正常な生産と経営を回復した²¹⁾ が、都市と農村間の経済的なつながりを一層強化し、工業製品と農産品の国内市場を拡大する目的で、1950 年から 51 年春にかけて広大な地域にわたり都市と農村の大規模な物資交流運動が展開された。1951 年には都市の工商業及び農村の物資交流が急速に回復したため市場は活況を呈した。1951 年 7 月 26 日、財政経済委員会は「今後の全国物価調整に関する指示」を、9 月 21 日には貿易部が「断固とした物価安定に関する決定」をそれぞれ出して物価の安定を図る一方、活況に乗じて資産階級は利益追求と資本主義的な願望を強めた。その結果が官僚の汚職腐敗と資本家の不法行為を批判・摘発する「三反」運動とそれに続く「五反」運動につながった。

当時、国際的には 1950 年 6 月 25 日に勃発した朝鮮戦争による緊張が続いていた。また、1953 年から始まる第 1 次五ヵ年計画の策定に向け、私営工商業への規制を強化する必要があった。1951 年 9 月に東北で始まった中国共産党員幹部の腐敗に対する批判運動が契機となり、12 月 8 日、党員幹部の汚職、浪費、官僚主義に反対する「三反」運動を党が指導する大衆運動として展開する中国共産党中央委員会（以下、中共中央と略す）の指示が出された。1952 年 1 月 26 日には中共中央の指示で、資産階級の贈賄、脱税、国家資材の横領、手抜き工事と材料のごまかし、国家経済情報の窃取を「五毒」とする「五反」運動が開始され、共産党を支持していた民族資本家や中小の商工業者が対象となった。「五反」運動以後、各企業は国家資本主義に組み込まれた。三反・

19 なお、これら二大系統以外にも多数の個人経営者が商品流通を担っていた。1949 年時点で、全国に約 724 万人の個人経営者が存在していた（矢作・関根・鐘・畢（2009）、14 ページ）。

20 南部（1986）、20 ページ。

21 上海、天津、北京、武漢、広州、重慶、西安、済南、無錫、張家口の十都市を例にとると、1950 年下半期に私営工商業の開業が 32,674 件に達したのに対し、休業は 7,451 件にとどまった（薛・蘇・林等（1964）、32 ページ）。

五反運動は民族資本や私営工商業に激しい打撃を与えて資本家や役人を萎縮させたが、経済復興の促進と私営工商業の社会主義改造の推進に大いに役立った²²⁾。

他方、国営商業部門の機構改造が行われ、国営貿易企業の管理・運営に関する通達が相次いで出された。まず 1952 年 8 月 7 日、中央人民政府委員会第 17 回会議において「中央人民政府機構の調整に関する決議」及び「地方人民政府機構の調整に関する決議」が採択され、同月 15 日、政務院の発令に基づき貿易部が廃止され対外貿易部と商業部に分離された。また、貿易部に属していた食糧公司与財政部所属の食糧管理総局を合併して糧食部とした。商業部の下には、百（百貨）、文（文化）、針（針績）、紡（紡績）、五（五金）、交（交通）、化（化学）などの専業会社が設置された。

1952 年 9 月の全国大区貿易部長会議において、中央・省・市といった経済地域ごとに 1～3 級の卸売企業を設置する方針が決定され、私営の卸売業者は国営の卸売機構である専業会社に吸収・合併されることになった²³⁾。10 月 14 日、財政経済委員会が「国営工業と国営貿易における同一市場・同一商品の価格の一致化に関する通知」、11 月 12 日、中共中央が「商業の調整に関する指示」をそれぞれ出し、私営商業の都市での活動を拡大するだけでなく農村での食糧や経済作物の取り扱いも認め、私営商業が都市と農村間の物資交流や海外との物資交流に関心を向けるよう指導した²⁴⁾。また、卸売・小売間の価格差及び地区間の価格差を拡大することによって私営商業の利益を保証し、私営商業に対する市場での不必要な制限を取り消した。政府が私営商業への規制を緩和した背景には、社会主義商業が私営商業を必要としない程度まで十分には発展しておらず、私営商業の活力に依存せざるを得ない事情があった²⁵⁾。

なお、1952 年における全国の商業の状況であるが、表 1 が示すように 50 年と比較して私営商業は戸数が 6.97%、従業員数は 2.24%それぞれ増加し、小売額は 18.6%増

22 なお、1953 年 1 月には中共中央が党政府機関の官僚主義、命令主義、違法行為・規律違反に反対する運動を提起し、新三反運動が展開された。また、1963 年 3 月、四清運動を提起した北京での中共中央工作会議では汚職窃盗、投機空売り、派手な浪費、分散主義、官僚主義に反対する新五反運動が提起された（天児・石原・朱他編（1999）、422 ページ）。

23 矢作・関根・鐘・畢（2009）、15 ページ。

24 財団法人日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究所編（1982）、69 ページ。

25 南部（1986）、21 ページ。

表 1 私営商業の状況（1949～52 年）

	1949 年	1950 年	1951 年	1952 年
私営商業：戸数（万戸）		402	450	430
従業員数（万人）		662	740	676
卸売額（億元）		80.4	109.4	69.8
全国の卸売総額に占める割合（%）		76.1	65.4	36.3
小売額（億元）		101.0	132.8	121.9
全国の小売総額に占める割合（%）		85.0	74.5	57.2

（出所）中国社会科学院経済研究所（1978）、144 ページの表。

となった²⁶⁾。同じ期間、資本主義工業の総生産額も 50% 程度増加しており、私営工商業の発展が国民経済の復興に一定の役割を果たしたと言って差し支えないだろう。一方、全国の卸売額に占める私営商業の割合は 76.1%（1950 年）から 36.3%（52 年）へと約 40 ポイントも減少したのに対し、国営商業と合作社商業の割合は 23.8%（50 年）から 63.2%（52 年）へ急増した。同様に、全国の小売額に占める私営商業の割合は 85.0%（1950 年）から 57.2%（52 年）へ約 28 ポイントの減少となったのに対して、社会主義商業が占める割合は 14.9%（50 年）から 42.6%（52 年）へ上昇した²⁷⁾。

3. 社会主義改造期の流通（1953～56 年）—私営商業の社会主義改造

3.1 「公退私進」現象の出現と社会主義改造の開始

1952 年 12 月 31 日、財政経済委員会により「商品流通税試行弁法」が出された。これは「公私一律平等」をうたった新税制であったが、実際には私営工商業の負担を軽くし、国営及び供銷合作社の工商業の負担を重くするもので、社会主義商業にとっては不利であり、資本主義商業、とりわけ私営卸売業者にとっては有利であった。この税制改革は 1953 年上半期に一部都市の卸売市場における「公退私進」という異常現象

26 この頃、大量仕入、取次販売、代理販売などの商品売買形式が登場した（中国社会科学院経済研究所（1978）、153 ページ）。

27 上海社会科学院経済研究所（1982）、144 ページ。

の一因となった²⁸⁾。もともと税法の規定では卸売段階での販売行為には3%の営業税を納めることになっていたが、国営商業の各級の卸売ステーション間では販売行為がないため納税義務は発生しなかった。

しかし、1953年の新税制では国営商業の優待が取り消され、工場と工業営業税を納めることとなった。工場が7%の貨物税を納めた後商業卸売間の取引に納税することはなく表面上は「公私一律」であったが、実際には国営商業の税負担が増した。私営商業は自由に販売商品の種類と販売地区を選択できたが、国営商業は市場供給と物価の安定を保証する任務があり国営商業は不利な立場に置かれた²⁹⁾。

そこで、1953年6月14日から開催された中共全国財政経済工作会议において「資本主義工商業の利用、制限、改造についての意見」が報告された。翌日（6月15日）の中共中央政治局拡大会議で毛沢東は国家資本主義を通じて私営工商業の社会主義的改造を行うよう指示した。他方で、毛沢東は新税制が国営工業経営に不利であるとして当時の財政部長であった薄一波を批判（後に解任）し、毛の指示で国家所得税、企業公共積立金、労働者福利奨励金（賞与）、民間資本配当金に照らして私営企業の正常な利益を規定し、修正された税制では私営卸売業者の営業税が復活した。

1953年9月7日、毛沢東は、過渡期においては党が資本主義工商業に対して社会主義改造を行うことが重要であると述べ、少なくとも3年から5年をかけて私営工商業を国家資本主義の軌道に乗せていく方針が打ち出された³⁰⁾。また、翌10月27日には次のような毛沢東の過渡期の総路線に関する指示が公表されている。すなわち、「中華人民共和国の成立から社会主義的改造の基本的な達成までが、ひとつの過渡期である。

28 例えば上海市の卸売取引額では、国営の占める割合は第1四半期の59%から第2四半期には56%へ減少したのに対し、私営の占める割合は同時期に39%から42%に上昇した。また、天津市では、全卸売額に占める国営の割合は74%（1月）から65%（6月）へ減少し、私営のそれは逆に26%から35%に上昇した。これらの結果として、1953年の全国の私営商業の利潤額は前年比97%増の6億8900万元に達した（中国社会科学院経済研究所（1978）、158～159ページ及び161ページ）。

29 同上書、163～165ページ。

30 毛沢東「資本主義工商業の改造で必ず経なければならない道」（『毛沢東選集第五巻』<http://www.geocities.jp/maotext001/maosen-5/maosen-5-149.html> アクセス日:2011年7月11日）。

この過渡期における総路線と基本任務は、かなりの長時間をかけて、国の社会主義工業化を次第に実現することでなければならない」というものである³¹⁾。そして、過渡期の総路線に基づいて、1953年から57年に至る国民経済発展の第1次五ヵ年計画が実施された。第1次五ヵ年計画の基本任務は中国の社会主義工業化、農業及び手工業に対する社会主義的改造の初歩的な基礎、ならびに私営工商業に対する社会主義的改造の基礎を築くことにあった³²⁾。

これらの方針や計画が打ち出されたのを契機として私営の卸売業者に対する代替と改造が本格的に進められた。まず政務院は同年11月に「食糧市場管理暫定弁法」(19日)、「食糧の計画買付・計画販売に関する命令」(23日)を相次いで出し、食糧の国家管理が開始された。翌12月2日、財政経済委員会・商業部などの「国营商業及び工業品・手工業品の経営範囲の区分に関する決定」が政府によって承認され、工業品は国营商業が、手工業品は合作社がそれぞれ取り扱うこととなった³³⁾。

こうして1953年以降、私営商業は農産物及び工業品を取り扱うことができなくなったが、既存の大規模私営卸は①批購(大量仕入。現金で国营商業から商品を大量に仕入れ小売店へ販売した差額を収入とする)、②経銷(取次ぎ販売。国家が全部または大部分を掌握している商品について、国营商業が指定する商品を供給計画に照らして現金で仕入れ、国营商業の定める小売価格で販売する)、③代銷(代理販売。国营商業が供給源の全部または大部分を掌握している商品を委託販売し、売上金のすべてを国营商業に納入し、国营商業から一定の手数料を受け取る)、④專業代銷(專業代理販売。③の一種であるが、国家の商品のみを取り扱い、販売計画が国营商業の管理下に置かれる)などにその機能が代替された。この中で最も多かったのは批購であったが、食糧、油料作物、綿布等の重要商品に対する「統一買付・統一販売」(「統購統銷」³⁴⁾)が実施され(1953年11月)、国家が全商品の供給源を把握するようになって以降、こ

31 上原(1978)、48ページ。

32 内藤(1979)、79～80ページ。

33 しかし、実際には工業品と手工業品を区分することは難しく、重複経営が見られたという(南部(1986)、23ページ)。

34 商品の卸売をすべて国家が占有し、私営商業を排除することを意味していた(中国社会科学院経済研究所(1978)、174ページ)。

これらの商品の自由市場は消滅し、すべて経銷や代銷に組み入れられた³⁵⁾。

他方で、中小の卸売業者は次第に公私合営に企業転換することとなった³⁶⁾が、計画的な公私合営の発展が始まるのは1954年以降のことである。1954年1月4日、中共中央、財政経済委員会の「労働者10人以上の資本主義工業を原則として公私合営に順次改造することに関する意見」が承認され、同年9月5日、政務院は「公私合営工業企業暫定条例」を公布した。同条例は、国家の経済・人民の生活に利益をもたらす資本主義工業を、公私合営の国家資本主義形態に導き、社会主義的改造を一步一步完成するように奨励し指導するために制定されたものである（第一条）³⁷⁾。

農村部の流通を担う合作社系統に関しては、1954年第1四半期までに約32,000の末端組織、約132,000の小売商店と約35,000の移動小売組織が存在するに至った³⁸⁾。そこで、同年7月25日に全国合作社第1回代表大会を開催して「中華全国供銷合作總社規約」を採択し、合作社系統の最高指導機関である「中華全国合作社聯合總社」を「中華全国供銷合作總社」と改称した上で、その業務経営系統を確立した。しかし、合作社と国営商業との関係は依然として不明確であったため、54年以降、2度の調整が行われた。

第1回目の調整は1954年7月24日に財政委員会による「国営商業と合作社の城郷の初歩的分担に関する決定」であり、国営商業は都市、合作社は農村で経営を担うこととなったが、都市と農村を分断してしまう結果を招いた。第2回目の調整は国務院が下部通達した「商業部の第1回全国商業組織工作会议に関する報告」及び「全国供銷合作總社の全国供銷合作社の供給、買付業務会議に関する報告」（いずれも1955年8月）により実施され、卸売は商品分業、小売は地区分業とすることが定められた³⁹⁾。

これらの調整を経て、都市流通は国営商業、農村流通は合作社がそれぞれ担当する体制が整い、1957年までに最下層である供銷合作社の数は1万9402社に増加した。その社員総数は約1.6億人に達し、農村人口の30%を占めた。この頃から合作社系統

35 中国社会科学院経済研究所（1978）、193～194 ページ。

36 矢作・関根・鐘・畢（2009）、15 ページ。

37 儀我（1965）、204～205 ページ。

38 南部（1986）、23 ページ。

39 同上書、24 ページ。

は農村商品流通の主要な流通チャネルになった⁴⁰⁾。

3.2 「留」・「転」・「包」と「物資」・「商品」の区分

1954 年 7 月 13 日、中共中央は「市場管理の強化と私営商業の改造に関する指示」を出し、私営卸売業に対して「留」・「転」・「包」のいずれかの方針を採るよう促した。

「留」とは状況を判断して保留しこれまでの業界で国営の卸売業者の下で営業すること、「転」とは転業を指導し国営商業の変わりに新しい卸売業に従事すること、「包」とは店を解散し従業員と私営卸売業者を職業訓練して国営商業に就職させることをそれぞれ意味した⁴¹⁾。

1954 年下半年から 1955 年上半年にかけて、上海市は 48 業種の 4,353 戸の卸売業者に処理を行い、「包」の方針を採ったものが 3,957 戸、従業員 22,327 人、資金 3,515 万元、転業をしたものは 247 戸、従業員 723 人、資金 519 万元、保留は 149 戸、従業員 909 人、資金 100 万元であった。未処理の 43 業種と合わせ、「留」は 4,173 戸、従業員 20,133 人、資金 7,325 万元であった。同時期、天津市は 30 業種の 4,336 戸に対して処理を行い、「包」は 2,428 戸、従業員 11,771 人、資金 2,245 万元、転業は 349 戸、1,617 人、582 万元、保留は 1,437 戸、7,628 人、1,800 万元で、118 戸はその他の処理を行った。未処理の 9 業種とあわせ、「留」は 2,554 戸、11,210 人、2,012 万元であった。このように、当時の処理の中で「留」の占める割合が最も多かった⁴²⁾。「留」・「転」・「包」によって、国営卸売業の比率は 1953 年末の約 70%から、1 年後の 54 年末には約 90%に達し、私営卸売業に関しては、この時点で社会主義改造が基本的に完了したことになる。卸売業以外の商工業の社会主義改造は後述するように 1955 年以降本格化した。

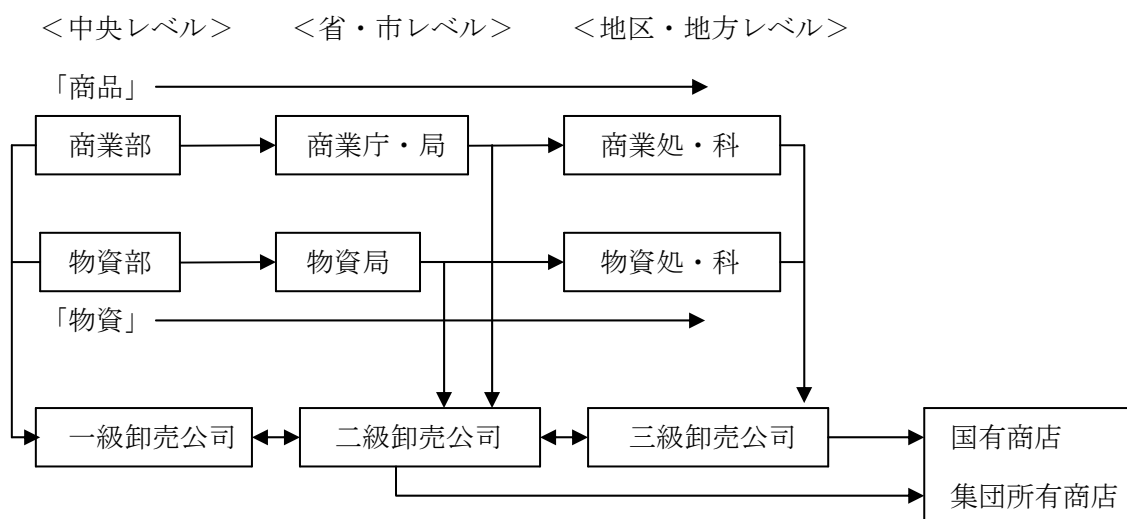
他方で、社会主義体制の確立に伴い、生産物を「物資」または「商品」に分類し、管理する 2 つのシステムが形成された、すなわち、1 つは国有企業間で取引される原材料、機械設備や自動車などを取り扱う物資流通体制であり、もう 1 つは一般消費財、農産物、農業用生産財などを取り扱う商品流通体制である。なお、この区別は社会主義の理論に基づくものであり、異なる所有者間で売買される場合には生産物は「商品」

40 矢作・関根・鐘・畢 (2009)、16 ページ。

41 松江等編 (1999)、43 ページ。

42 中国社会科学院経済研究所 (1978)、176～177 ページ。

図1 計画経済における流通システム



(注) 図中の矢印は行政指令・命令と物流のフローを表す。

(出所) 黄 (2002)、81 ページの図 2-1 を基に筆者作成。

とされるなど、同一の品目であっても「物資」として扱われたり、「商品」として扱われることがあった⁴³⁾。また、物資が計画に基づいて配分される一方、商品は計画的に管理されるものと、自由に販売されるものに分けられていた⁴⁴⁾。

都市部の物資流通と商品流通は図1に示すように、それぞれ物資部系統、商業部系統の行政監督、管轄下に置かれた。つまり、中央レベルには商業部と物資部、省・直轄市レベルには商業庁・局と物資局、地区・地方（市・県）レベルには商業処・科と物資処・科が設置された。計画分配の指令・命令は中央から省・直轄市、さらに地区・地方という順で出され、物流のいわゆるフローもこれに沿う形となっていた。

ただし、行政管理機構と生産流通管理部門は別であった点に留意する必要がある。例えば、省・直轄市レベルでは、工業製品流通と百貨店を管轄する第一商業局、食糧・食品流通と一般商店を管轄する第二商業局、そして飲食・サービスを管轄する飲食服

43 例えば、国家が木材を生産単位から買い付ける場合、国营林業局の伐採した木材が「物資」として扱われる一方で、集団所有制単位が伐採した木材は「商品」として扱われた(石原(1985)、37～38 ページ)。

44 黄 (2002)、79 ページ。

務局が置かれたが、これらはすべて行政管理機構である。その一方で、商業局の下には副食品卸売公司、果品公司、糖煙酒公司等置かれたが、これらは生産流通管理部門である。図 1 では便宜上、卸売公司（一級・二級・三級）としてあるが、要するに、実際の商品流通はこれらが中心となっていた⁴⁵⁾。他方、農村部における流通は前述した通り供銷合作社が担っていた。しかし、計画経済期であっても、都市部あるいは農村部における自由市場や各地域間の物資交換といった計画によらない流通が完全に排除されていたわけではなかった⁴⁶⁾。

3.3 私営小売商の社会主義改造

これまでの統購統銷を中心とする統制流通制度において、計画的な買付・配給の原則が定められたものの、その具体的な運営方法はまだ確立されていなかった。買付計画の目標達成が困難となる一方、配給が計画目標を超過するという問題が発生していた⁴⁷⁾。1955 年 8 月 25 日、国務院は「農村食糧の統一買付・統一販売暫定弁法」及び「市鎮食糧定量供給暫定弁法に関する命令」を出した。食糧の供出と配給に関わる管理の強化、私営食糧商人の食料取引の排除を行う一方、都市戸籍を持つ者に対し 9 等級からなる配給基準に応じた食糧切符と食糧配給通帳を発行した。このようにして農産物に対する統制流通制度の枠組みがほぼ確立された。

農産物の統制制度が確立されるのと相前後して、私営小売商に対する社会主義改造が進められた。まず、1955 年 5 月 28 日、商業部と中国人民銀行は「国営商業系統内部及び各部門間に存在する商業信用取消しに関する規定」を出し、銀行などを經由した融資に切り替えられた。同年 9 月 17 日、国務院弁公室は、財政部の「私営商業の改造における徴税問題に関する意見の報告の通知」を転送し、翌 10 月 12 日、財政部は「私営商業の社会主義的改造における工商業税納税問題に関する通知」を出した。

さらに、10 月 29 日、毛沢東が私営工商業の社会主義的改造について講演を行う一方、翌 11 月 1 日の全国工商業連合会第 1 期執行委員会第 2 回会議において「社会主義経済発展の情勢に応じて、全国の私営工商業者は社会主義的改造を積極的に受け入れ

45 この他にメーカー独自のチャネルもあった。

46 黄（2002）、79 ページ。

47 周（2000）、16 ページ。

表 2 市場における公私比重の変化

	全国商業 卸売総額		全国商業 小売総額	
	1953	1955	1953	1955
国営、合作社商業が占める割合 (%)	69.2	94.8	49.7	67.6
国家資本主義、合作化商業が占める割合 (%)	0.5	0.8	0.4	14.6
私営商業が占める割合 (%)	30.3	4.4	49.9	17.8

(出所) 中国社会科学院経済研究所 (1978)、197 ページの表。

るために闘わなければならない」との報告がなされた。また、同月 16 日の中共中央政治局の省・市・自治区等党委員会議では「資本主義工商業改造問題に関する決議」が討議され、翌 12 月 14 日付の『人民日報』は「城市私営商業に対する社会主義的改造をさらに推進せよ」との社説を掲載した。

以上のように、この年、私営小売業の社会主義改造が進展した。1955 年 8 月に行った全数調査によると、全国の私営小売商と公私合営商業は 195 万 4144 戸あり、総戸数の 23.7%、全労働者の 44.9%、資本総額の 35.9%、上半期の小売総額の 47.5%を占めたが、表 2 が示すように全国の商業小売総額に占める私営商業の割合はわずか半年で 29.7 ポイントも低下した。

他方、小商小販も基本的には合作化を実現した。小商小販とは主に自営または家族経営で労働者を雇用しない、あるいは少数の補助員を雇用する商店と荷担ぎ販売、露天販売商を指す。末端流通を担う小商小販は細々とした日用品を購入する消費者にとっては便利な存在であった。1955 年の調査によると、小商小販は全国に約 280 万戸あり、従業員は約 330 万人、全国の私営商業の総戸数に占める割合は 96%、小売総額に占める割合は 65%であった⁴⁸⁾。

1956 年 2 月 20 日、国務院は「当面の私営商工業の手工業の社会主義的改造中にお

48 小商小販は 1950 年には 369 万戸、541 万人、51 年には 414 万戸、613 万人、52 年には 387 万戸、548 万人、53 年には 375 万戸、498 万人、54 年には 293 万戸、382 万人が存在していた (中国社会科学院経済研究所 (1978 年)、234~236 ページ)。

表3 1956年における私営商業の改造状況

	絶対数			割合 (%)		
	戸数 (千戸)	従業員 (千人)	資本額 (百万元)	戸数	従業員	資本額
総 計	2,423	3,318	841	100	100	100
①改造部分	1,991	2,824	785	82.2	85.1	93.3
国営、供銷合作社	147	224	—	6.1	6.8	—
公私合営	401	877	601	16.5	26.4	71.5
うち一定利息	281	706	554	11.6	21.3	65.9
合作化商業	1,443	1,723	184	59.6	51.9	21.8
うち合作商店	581	722	104	24.0	21.8	12.4
②未改造の私営	432	494	56	17.8	14.9	6.7

(出所) 中国社会科学院経済研究所 (1978)、229 ページの表。

ける若干の決定」を出し、資本家の生産手段の所有権と国家の使用権を分離すること、出資額に基づき定額利息を支払うこと、資本家の権限を制限することなどが取り決められた。公私合営に参加した私営商業者の立場からすれば、生産手段の評価額に対して国から 10 年間（当初は 7 年間）、年 5% の利息を受け取る以外は資本家としての権利が一切認められないことになり、公私合営商業企業は実質的には全人民所有制企業（国営企業）と何ら変わらなくなった⁴⁹⁾。翌 3 月 2 日、商業部は「各級百貨店の卸売・小売工作の強化・改善の加速に関する指示」を出し、日用品流通の拡大が図られた。同月 5 日、国務院は「国営商業の工業品経営機構を末端まで確立する決定」を行った。

その後、国務院による「私営工商業、手工業、私営運輸業の社会主義的改造中における若干の問題に関する指示」（7 月 28 日）、財政部による「改造中における私営工商業の工商税納税に関する暫定規定」（8 月 3 日）、商業部・全国供銷合作総社・中国人民銀行による「公私合営商店、合作商店、合作小組の貸付方法に関する指示」（9 月 7 日）などの政策が出されたが、私営小売商の社会主義改造は 1956 年上半期に基本的に

49 南部 (1986)、25 ページ。

完了した⁵⁰⁾。表 3 に示すように、82.2%の私営企業（個人業者を含む）が改造され、従業員と資本金は、それぞれ私営商業企業全体の 85.1%、93.3%に及んだ。

4. 大躍進期の流通（1957～60 年）—社会主義商業体制の確立

4.1 卸売業の再編—経済区域に基づく卸売ステーションの設置

私営商業の社会主義改造については上述した通りであるが、これにより国内全域に「統一的指導」、「分級管理」（＝中央が統一して指導し、地方に一定の権限を与え、各段階で管理を行う）の体制が敷かれた。行政レベルと行政区画ごとに設けられていた專業公司是従来管理と経営の 2 つの業務を行っていたが、これを基本的には企業管理機構とした。そして、これに伴い、商品の経営機能が各クラスの卸売ステーションに委託された。いわゆる経済区域に基づく卸売ステーションの設置である。図 2 に示すように、專業總公司の下、大都市（例えば、上海、天津、広州など）には一次卸（1 級卸売ステーション）が置かれ、省・直轄市・自治区レベルには二次卸（2 級卸売ステーション）、市・県には三次卸（3 級卸売ステーション）と小売店がそれぞれ設置された⁵¹⁾。

一次卸は主に元商業部所属の專業公司であり、生産が集中している大都市や主要な輸入港に設置された。一次卸はその所在地区または周辺地域から商品を仕入れ、輸入商品の引取りを行い、全国向けに配分・供給する業務を担っていた。その供給相手は地域的規模の二次卸、その他少数ではあるが、大型の小売店であり、1957 年の段階で数十社あった。

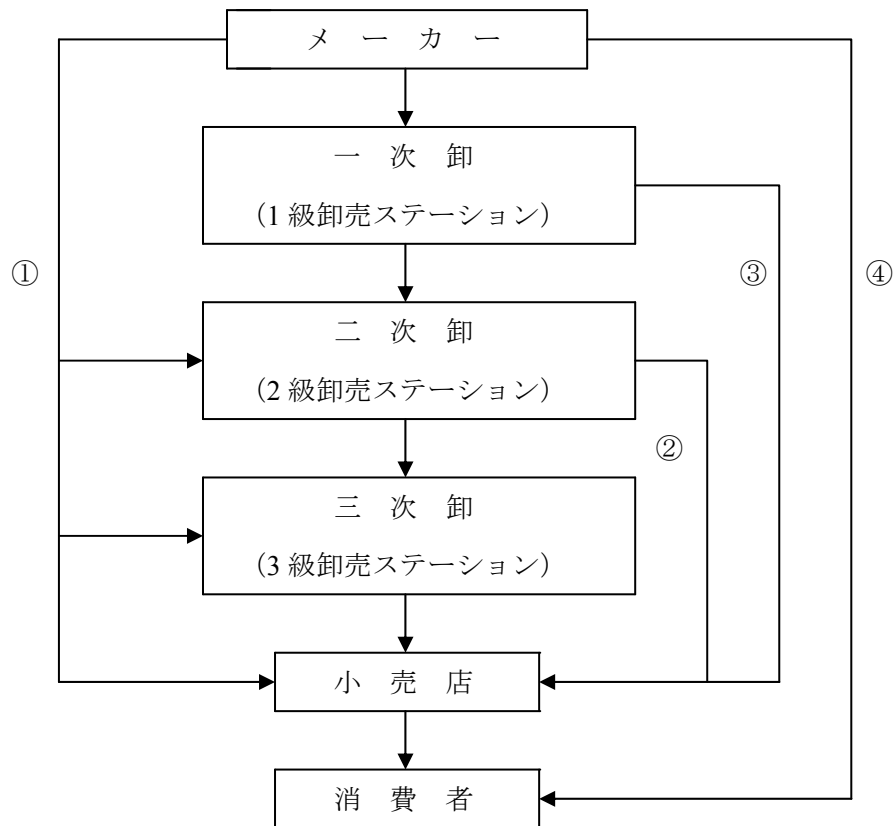
二次卸は省・直轄市・自治区の商品別專業公司の直属企業であり、省都や交通の要衝に設置された。二次卸は一次卸から商品を仕入れる一方、その地域の製品を買い付けて、当該地域内向けの商品配分、供給を行った。その供給相手は主としてその域内にある市・県レベルの三次卸や大規模小売店であり、1957 年の段階で数百社あった。

三次卸は各市・県の商品別專業公司の直属企業であり、中小都市の区あるいは県に設置された。三次卸は二次卸からの商品の仕入れ、所在地域の製品の買い付けのほか、

50 資本主義企業の公私合営化、個人經營手工業者の合作社化もこの年に完了している。

51 各卸に関するこの後の記述は、中国社会科学院日本研究所“中日流通業比較研究”課題組（1994）、24～25 ページに基づく。

図2 中国における3段階の卸売システム



(注1) 重要な商品は大体一次卸、二次卸、三次卸の順に小売店へと流れる。図中の①と④はメーカー
 独自が行う卸売・販売、②と③は少数の大規模小売店に対する商品の流れをそれぞれ表している。

(注2) このような3段階の卸売体制は1950年代にほぼ全面的に確立された。途中、管理部門の変更
 はあったが、1980年代以降、三次制卸売機構の撤廃・統合が行われるまでこの体制は維持された。

(出所) 中国社会科学院日本研究所“中日流通業比較研究”課題組(1994)、25ページ。

所在地域の小売店への商品供給を行った。また三次卸は商品の備蓄義務も課せられ、
 小売業務を兼ねている場合もあった。1957年の段階で1万余社あった。

こうした流通システムの下では財の計画的な配分と物流を行うことが最大の目的と
 され、計画部門において計画された範囲内で製品が配分された。各卸に対しては「三
 固定」⁵²⁾を特徴とする流通政策が採用されており、メーカーも卸も自らが何らかの意

52 改革・開放期以前の、①供給地域の特定化、②供給対象の特定化、③マージン(利鞘)の
 固定化を指す。

思決定を行うといったことは原則的にはあり得なかった⁵³⁾。取引は決められた相手先に限定されているため、各卸間において商流はあっても情報交換はなされず、適切な市場流通とは大きくかけ離れたものであった⁵⁴⁾。さらには単一の流通ルートで競争が存在しないため市場では独占状態になるという欠点があり、例えば、必要な商品を必要な市場に分配するといったこともできない。その意味で極めて非効率なシステムであったと言える。

以上見てきたように、この時期に社会主義商業の体制が整備され、閉鎖的・少経路・多段階の流通構造が確立された。この段階の流通政策は市場の安定、インフレの抑制、国民経済の回復といった点で目的通りの結果をもたらした。しかし、私営商業の排除と中央集権的な流通システムの導入により、市場の活力や企業間の市場競争といった本来あるべき商業の特徴は失われてしまった。

4.2 社会の混乱と流通システムの停滞

1957 年から 60 年の「大躍進」期は経済秩序を無視し流通計画を乱用することにより市場の作用が完全に排除された時代であった。この時期の主な流通政策をまとめたものが表 3 である。まず 1957 年の一連の政策では都市市場を活発化させ、農村の自由市場⁵⁵⁾の開放を図る一方、計画物資の自由市場への流入を禁止しただけでなく食糧

53 なお、各卸の間には指導や被指導の関係はなく、それらの間の業務取引は契約および等価交換の基礎の上に成り立っていた(日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究所編(1982)、386～387 ページ)。

54 もっともこれは、いわゆる「三大分割(行政分割、城郷(都市と農村)分割、地域分割)」による閉鎖的な状況の中で商品流通が人為的に固定された域内で行われていたこともその一因であった。

55 自由市場といっても、国家の指導と管理のもとに置かれる。例えば、ある農民たちが自由市場で高値で売ろうとして国家の政策を無視し国家への供出義務を果たさなかったり、市場に出荷することが認められていない生産物を市場で売り出そうとしたりすれば、国家の買上計画に影響を及ぼすことになる。そのため、国営及び集団所有制商業は自由市場における売買活動に参加し、需給状況に応じた商品の出荷・購入を行って需給を調整し、また物価の抑制を図る一方、政府は政策、法令、市場管理条例等を策定して、自由市場に参加するメンバーの資格要

表 3 大躍進期の主な流通政策

1957 年 2 月 28 日	国務院・中央工商行政管理局「城市市場管理に関する意見の通知」承認。
4 月 25 日	財政部・商業部「公私合営商業の利潤上納弁法に関する臨時規定」通達。
8 月 9 日	国務院常務会議において「国家による計画買付及び統一買付物資の自由市場流入禁止に関する規定」を採択。
8 月 21 日	国務院「城市における計画物資の不正購入の禁止に関する通知」通達。
10 月 3 日	国務院・中央工商行政管理局「当面の城市市場管理工作における若干の問題に関する報告の通知」承認。
11 月 14 日	全人代常務委員会「工商業と財政管理体制の改善に関する規定」採択。
11 月 15 日	国務院「商業管理体制の改善に関する規定」通達。
1958 年 4 月 2 日	国務院「残存する私营工商業、个体手工業と行商人に対する社会主義改造の強化に関する指示」通達。
4 月 11 日	中共中央・国務院「物価管理権限と商業管理体制に関する数項目の規定」通達。
10 月 18 日	中共中央・国務院「市場物価の分級管理に関する規定」通達。
12 月 20 日	中共中央・国務院「人民公社化の形勢に応じた農村財政貿易管理体制の改善に関する決定」通達。
1959 年 2 月 12 日	商業部・食糧部等「商品の分級管理弁法に関する報告」通達。
3 月 18 日	国務院・商業部「各級で開催の物資交流会における城郷物資交流のさらなる改善に関する報告の通知」承認。
9 月 23 日	中共中央・国務院「農村集市貿易の組織に関する指示」通達。
1960 年 3 月 23 日	国務院「当面の一部物価問題に関する通知」通達。

(出所) 孔 (2008)、22～33 ページを基に筆者作成。

自由市場そのものを閉鎖するなど政府は国家商業部門の計画買付と独占的経営を徹底させる方針を採った。そして、4 月には資本主義商業の公私合営化に伴う資金難を救

件や出荷される商品の範囲を規定した (日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究所編 (1982)、399～400 ページ)。

済し、純利益の 50～70%を省市に上納することを決定したものの、11 月に公布された規定では、国は買付・販売計画、従業員数、利潤に関する指標のみを提示し、地方には上下 5%の自由度を与え、企業利潤は地方と中央が 2：8 の割合で分配することなどを取り決め、商業企業の管理権限を下部に移管すると共に、企業の管理機構と行政部門の合併を行った。これにより商業部門所属の商業企業は一次卸を除いて、すべて各省・市・自治区政府が指導することになった。

翌 1958 年には一層の社会主義改造化の指示が出されたほか、人民公社体制の推進により食糧以外の農産物の自由市場交易が禁止され、すべての市場は閉鎖された⁵⁶⁾。またこの年、政企合一（政府機関と企業の結合）政策が推し進められ、專業会社が撤廃された。商業部に所属していた專業公司是專業貿易局に再編され、一次卸のみを管理する体制になり、二次卸以下の管理が不可能になった。そして、省レベルの專業公司是商業庁（局）内部の專業処になり、県レベルの專業公司是県商業局の經理部に再編された⁵⁷⁾。

また省・市の中には、商業企業の管理権限をさらに下部移管し、二次卸を専区、三次卸と小売商店を市・県に下ろすところも出てきた。そのため二次卸は 600 から 800 に増加し、卸売ステーションが設置された都市も 150 から 200 前後にまで増えた。その結果、商業機構が重複して存在する状況となり、流通段階も増えた。また商品の組織も行政区画に基づいて行われたため市場が分断され、地区間の相互交流も見られなくなった。しかも專業会社の業務系統も中断されたため、商品の調達や分配がスムーズに行かなくなり、多大な浪費を生み出した⁵⁸⁾。他方で、個人商業者を公私合営の小売店に再編する動きも見られ、商品の流通ルートが減少した。1958 年の改革で生じたこれらの問題は 1960 年代になってから調整されることとなった。

5. おわりに

本稿では、中国における中央集権的流通体制の生成と展開過程について、1950 年代の政治・経済体制の動向と当時の流通政策の変遷を辿る形で考察を行った。

56 周（2000）、35 ページ。

57 矢作・関根・鐘・畢（2009）、16 ページ。

58 南部（1986）、25～27 ページ。

1950年代の流通政策の最大の目的は流通業及び流通システムを完全に国家の管理下に置くことであり、その実現に向け私営商業の社会主義改造が推し進められた。そのきっかけとなったのは新中国成立当時の激しい物価騰貴であり、中央政府は商業管理機関・制度を創設し、投機目的の商業企業を厳格に取り締まるとともに、市場の管理を行い、物価の安定を図った。

しかし、政府が建国当初から伝統的な流通システムの排斥を意図していたと結論づけるには疑問が残る。たしかに政府は財經工作の統一管理を行ったが、その主目的はインフレの抑制であり、1950年3月以降の物価下落によって一部の私営商業が営業停止や倒産に追い込まれると即座に工商業の調整を行った。当時の流通体制が私営商業なしには成立し得なかったのは事実であるが、国営商業と私営商業が共存できる環境を模索しようとしていたようにも見える。結果的には、「三反・五反」運動の展開や第1次五ヵ年計画の策定に伴って私営工商業の社会主義改造が推進されることとなったが、それでも卸売・小売間の価格差及び地区間の価格差を拡大することによって私営商業の利益を保証し、私営商業に対する市場での不必要な制限を取り消すなど、中央政府は私営工商業が国民経済の復興に果たす役割を認めていた。

1953年から開始された資本主義商工業の改造は、初期には原材料や製品の販売が国家の管理下に置かれ、①大量仕入、②取次ぎ販売、③代理販売、④專業代理販売などに卸売の機能が代替された。そして、1954年の「留」・「転」・「包」によって私営卸売業の社会主義改造が完了した。他方で、農産物の統制制度が確立されるのと相前後して、私営小売商に対する社会主義改造が進められた。国家の出資による公私合営化は、最終的には政府が評価額に応じた利息を私営商業者に一定期間与えて生産手段の所有権を買い取る形で決着をみた。こうして、私営小売商の社会主義改造も1956年上半期には基本的に完了した。

大躍進期には国内全域に「統一的指導」、「分級管理」の体制が敷かれ、專業公司の企業管理機構化に伴い、商品の経営機能が各クラスの卸売ステーションに委託された。そして経済区域に基づき、大都市には一次卸、省・直轄市・自治区レベルには二次卸、市・県には三次卸と小売店が設置された。こうした流通体制は、財の計画的な配分と物流に主眼を置いているため必要な商品を必要な商品を市場に分配することができないなど、閉鎖的・少経路・多段階を特徴とする極めて非効率なシステムであった。この時期、政府は都市市場を活発化させ、農村の自由市場の開放を図る一方、計画物資

の自由市場への流入を禁止しただけでなく食糧自由市場そのものを閉鎖するなど、国家商業部門の計画買付と独占的経営を徹底させる方針を採った。商業企業の管理権限が下部移管され、専業会社の業務系統が中断されたため、商業機構が重複し、商品の調達や分配において多大な浪費を生む結果となった。

以上のように、本稿では 1950 年代に中央集権的な流通体制が生成され中国全土に展開されていく過程について考察を行ったが、現在もなお各地に残存する多段階流通は本稿で見たような歴史・制度的要因を基礎とするものなのか、あるいは単に広大な国土を捕捉するために必然的であるというような地理的要因によるものなのかに関して何らかの結論を得るには、さらなる分析を必要とする。この点については、筆者の今後の課題としたい。

（参考文献）

〔中国語文献〕

- 薛暮橋・蘇星・林子力等著（1964）『中国国民經濟的社会主义的改造』人民出版社
- 国家工商行政管理总局編（2009）『新中国工商行政管理史志（上卷）』中国工商出版社
- 劉志城・王平武編（1988）『中華人民共和国工商稅收史長編 第三部 工商稅收的管理与監督（1949—1982）』中国財政經濟出版社
- 上海社会科学院經濟研究所（1982）『上海資本主義工商業的社会主义改造』上海人民出版社
- 中国社会科学院經濟研究所（1978）『中国資本主義工商業的社会主义改造』人民出版社
- 中国社会科学院日本研究所“中日流通業比較研究”課題組（1994）『中日流通業比較研究』中国輕工業出版社

〔日本語文献〕

- 上原一慶（1978）『中国社会主义の研究』日中出版
- 片岡幸雄（1993）「中国對外貿易機構の変遷-1-」（広島經濟大学經濟学会『広島經濟大学經濟研究論集』第 15 卷 4 号）
- 儀我壯一郎（1965）『中国の社会主义企業』ミネルヴァ書房
- 黄磷編著（2002）『WTO 加盟後の中国市場[流通と物流はこう変わる]』蒼蒼社

- 孔麗（2008）『現代中国経済政策史年表』日本経済評論社
- 国分良成（1987）「中国復興期における経済官僚制（1949～52 年）—財政経済委員会を中心として—」（慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第 60 卷 1 号）
- 財団法人日中経済協会（1990）『中国の流通システム』
- 周応恒（2000）『中国の農産物流通政策と流通構造』勁草書房
- 高橋宏幸（2008）「中国における多段階流通の形成と変容：流通政策の変遷を中心に」『比較経済体制研究会第 27 回年次研究大会自由論題』報告資料
- 内藤昭（1979）『現代中国貿易論』所書店
- 南部稔（1986）『中国の流通システム』神戸商科大学経済研究所
- 松江宏等編（1999）『現代中国の消費と流通』愛知大学経営総合科学研究所
- 溝口雄三（2004）『中国の衝撃』東京大学出版会
- 宮下忠雄（1961）『中国の貿易組織』アジア経済研究所
- 矢作敏行・関根孝・鐘淑玲・畢滔滔（2009）『発展する中国の流通』白桃書房
- 葉翀（2002）「中国における流通政策の変遷」（流通科学大学学術研究会『流通科学大学論集[流通・経営編]』第 15 卷 2 号
- [英語文献]
- H.Takahashi（2009）, “Formation and Alteration of Multistage Distribution System of Consumer Goods in China,” *The Journal of Comparative Economic Studies*, Vol. 5.
- [統計・事典]
- 国家統計局編『中国統計年鑑』（各年版）中国統計出版社
- 中国商業連合会主管主編『中国商業年鑑』（各年版）中国商業年鑑社
- 天児慧・石原享一・朱建榮他編（1999）『岩波現代中国事典』岩波書店
- 財団法人日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究所編（1982）『現代中国経済事典』東洋経済新報社